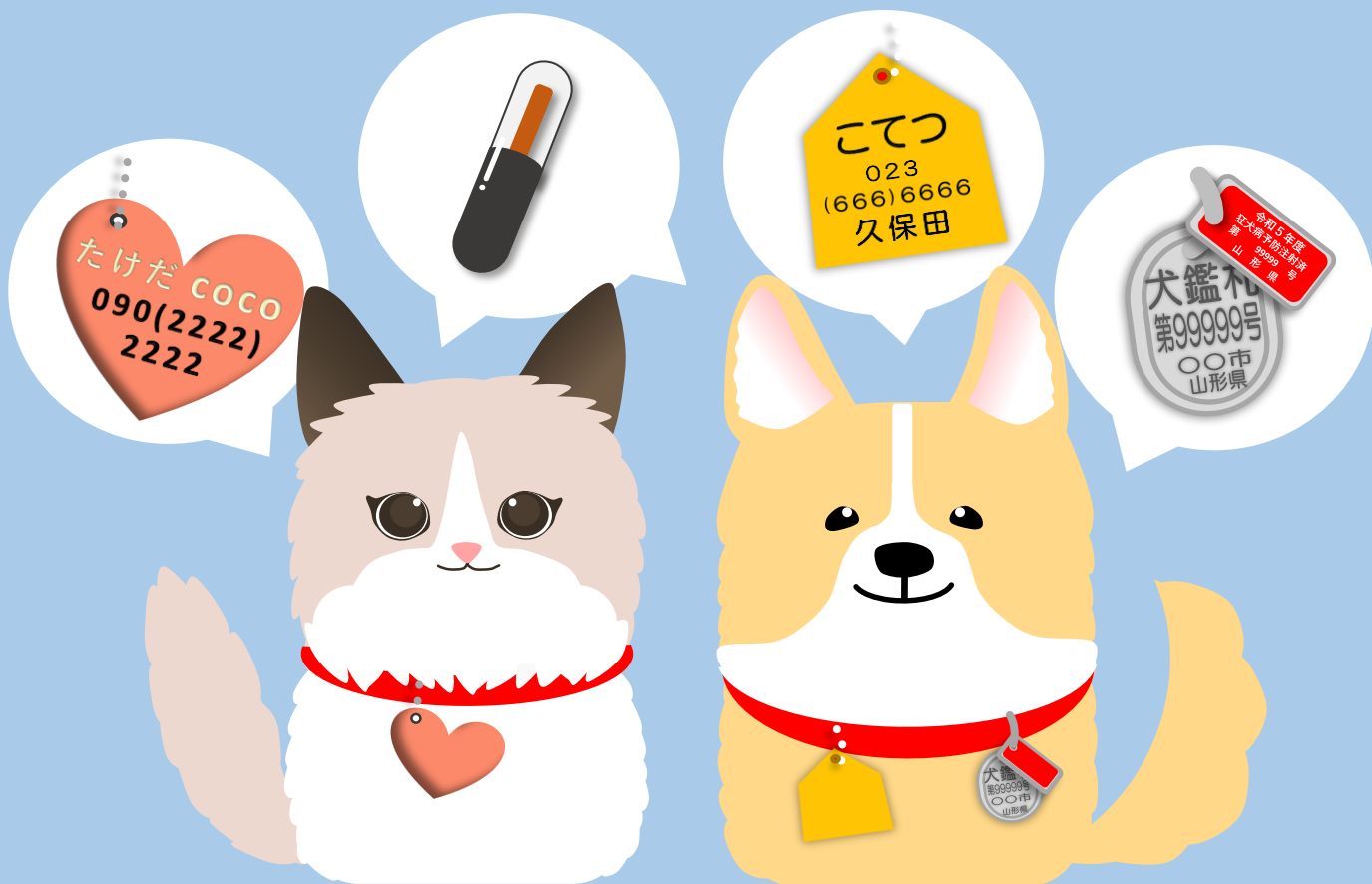


迷子札をつけよう！

所有者を明確に表示し、大切な命を守りましょう。



迷子札

家族の一員である動物が迷子になったときに備えて、**連絡先付きの名札**を着けましょう。

マイクロチップ

マイクロチップを装着し、飼い主の情報を登録しましょう。(万が一首輪が外れても身元の確認ができます。)

鑑札・注射済票

狂犬病予防法により、**鑑札・注射済票**の装着が義務付けられています。

飼っている動物がいなくなった時は、最寄りの保健所にご連絡ください。

- 村山保健所 Tel 023-627-1187
- 最上保健所 Tel 0233-29-1261
- 置賜保健所 Tel 0238-22-3750
- 庄内保健所 Tel 0235-66-4748
- 山形市にお住まいの方は山形市動物愛護センター Tel 023-681-1210

山形県防災くらし安心部 食品安全衛生課 (Tel 023-630-2621)